

# 証明書

被相続人

右相続人

右相続人は被相続人から、すでに財産の贈与を受けておるので、被相続人の死亡により開始した相続については、相続する相続分の存しないことを証明します。

平成 年 月 日

## 参考 民法第九百二三条

### 第一項

共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定によって算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

### 第二項

遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

### 第三項

被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。